IEEE Hiroshima, Shikou, and Fukuoka Joint Sections Young Professionals
Certificate of Appreciation 授与基準

2023/4/6版

本基準とIEEE，IEEE広島支部，四国支部，福岡支部の細則・組織・政策・手続きの内容が矛盾・抵触するとき，全ての場合においてIEEE， IEEE広島支部，四国支部，福岡支部の細則・組織・政策・手続きが優先して適用される．

IEEE Hiroshima, Shikoku, and Fukuoka Joint Sections Young Professionals (以下IEEE HSF YP)の活動において多大な貢献があった人物に対してCertificate of Appreciation をIEEE HSF YP Chairより授与する．

1. 授与の対象
	1. IEEE HSF YP主催イベントの運営に参画して多大な貢献があったIEEE会員の学生
	2. IEEE HSF YPの役員をつとめてIEEE HSF YP活動に多大な貢献をした者
	3. その他，役員会において，多大な貢献を認めた者
2. IEEE HSF YP主催イベントの運営に参画して多大な貢献があったIEEE会員の学生に対する授与基準
	1. 会員資格：イベント開催日または授与日にIEEE Graduate Student Member, Student Memberであること．
		1. イベント開催日にIEEE会員資格を有していない対象者には：
		「IEEE Graduate Student Member, Student Memberになって，IEEE HSF YP Chairに申請すれば，Certificate of Appreciation授与される」旨を通知する．
		イベント開催日から1年以内に申請があれば，速やかにCertificate of Appreciationを授与する．
	2. 授与日：イベント開催日を基本として，イベント開催日から1年以内に遅滞なく授与する．
	3. 貢献の目安：多大な貢献の目安として，4時間をこえる従事または企画段階からの参画を基準とする．従事時間には移動時間を勘案することができる．
3. IEEE HSF YPの役員をつとめてIEEE HSF YP活動に多大な貢献をした者に対する授与基準
	1. 対象：IEEE HSF YP役員のうちVice Chair, Secretary, Treasurerをつとめた者
	2. 授与日：退任後1年以内に速やかに授与する．
4. その他，IEEE HSF YP役員会において認めた者に対する授与基準
	1. IEEE HSF YP役員全員の同意により，その都度決定する．
5. 同一人物が複数回授与されることは認めない．ただし，役員全員の同意によって多大貢献が認められた場合は授与する．

附則

1. 本基準は2023年1月15日より施行される．
2. 2023年4月●日改定：同一人物の授与に関する制限を設けた．